

第9号議案

中間市市税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市市税条例（昭和45年中間市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第51条第1項に次の1号を加える。

（6）震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) (略) <u>(6) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者</u> 2・3 (略)	(市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) (略) 2・3 (略)